

鹿屋市職員資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市職員資格取得助成金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第157号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（以下「助成対象者」という。）」を削る。

第4条第1項本文中「もの」を「資格」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1号中「ための」の次に「試験（以下「対象資格試験」という。）の」を加え、同条第2号中「の試験」を「試験」に改める。

第6条中「助成対象経費」の次に「の総額」を加える。

第7条第1項中「当該」を削り、同項第1号中「対象資格の取得」を「対象資格試験の合格」に、同項第2号及び第3号中「補助」を「助成」に改める。

第11条中「取得した」を削る。

別表第1中「第3条」を「第4条」に改め、同表に次のように加える。

3	上記に掲げる資格に類するものとして市長が特に必要と認める資格
---	--------------------------------

別表第2中「第3条」を「第4条」に改め、同表に次のように加える。

16	精神保健福祉士
17	上記に掲げる資格に類するものとして市長が特に必要と認める資格

別表第3中「第3条」を「第4条」に改め、同表に次のように加える。

4	宅地建物取引士
5	上記に掲げる資格に類するものとして市長が特に必要と認める資格

別記第1号様式中「取得した対象資格の名称」を「対象資格の名称」に、「対象資格の取得」を「対象資格試験の合格」に、「補助対象経費」を「助成対象経費」に改める。

別記第2号様式中「取得資格等の名称」を「対象資格の名称」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。